

令和5年5月9日

保護者の皆様へ

西尾市教育委員会

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への主な対応について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への主な対応を下記のとおりとします。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 健康カード・健康観察について

- ・健康カードの提出は、必要ありません。
- ・発熱やのどの痛み、せき等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。そのような場合には、学校へ連絡するとともに、できるだけ受診していただき、受診状況も学校へお知らせください。

2 出席停止について

- ・感染が判明した場合
- ・濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止になりません。ただし、感染している疑いがある場合や、感染した人との接触が多いなど、感染するおそれのある場合は、出席停止となる場合もありますので、学校へご相談ください。

3 感染した場合の出席停止期間等について

- ・発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

4 平時の感染対策について

- ・「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」及び「清掃」等により、感染症対策を行います。なお、マスクの着用については、基本的に不要です。

5 感染流行時の感染対策について

- ・マスクの着用を促すことや、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保することなどの感染症対策を、一時的に講じることがあります。

6 その他

- ・学校からの感染者判明時の情報提供は行いません。なお、学級閉鎖等を行う場合はお知らせします。
- ・学校の携帯電話については、利用できません。閉校時間中に感染が判明した場合等は、翌朝、固定電話へ連絡してください。

(問合先 横須賀小学校 35-0100 / 教育委員会学校教育課 65-2176)